

日本学生支援機構奨学金

令和3年（2021年）7月1日からの大雨による災害に係る災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

以下の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。希望者は学生支援事務室学生支援総括係 [email: kousei.adm@ml.tmd.ac.jp] までご相談ください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

【静岡県】熱海市

（災害救助法適用日：2021年7月3日）

2. 給付奨学金家計急変採用

家計急変の事由	証明書類
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～C（「給付奨学金案内－家計急変」等を参照）のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	罹災証明書 （注意）「給付奨学金案内－家計急変－」に記載の「事情書（所定様式）」は提出不要です。

3. 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	2021年7月以降で申込者が希望する月	2022年3月 （条件によって延長可能）
応急採用（第二種奨学金）	2021年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

4. JASSO災害支援金

学生・生徒又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認ください。

※ 令和2年（2020年）4月1日以降に発生した災害から、①支給要件の拡充（生計維持者が生活の本拠として日常的に使用している住宅（学生が居住していなくとも可）も対象）、②申請期間の延長（災害発生の翌月から3か月以内としていた申請期限を6か月以内に延長）しています。（<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>）